

七尾市産業振興促進計画

令和2年2月26日作成

石川県七尾市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央に位置し、天然の良港として栄えてきた七尾港を海の玄関口とし、古代より能登の政治・経済・文化の中心地として発展を続けてきた。

渚のいで湯として全国的に有名で、開湯1200年を迎えた和倉温泉や様々なリゾート施設を有する能登島などの観光資源、長い歴史に培われた伝統工芸などの産業資源、豊かな自然や風土に育まれた農林水産資源など、多くの地域資源に恵まれている。

しかしながら、近年の市内産業を取り巻く現状としては、事業所数、従業員数の減少も相まって、卸売業や小売業などの年間販売額の減少による商業の衰退、製造品出荷額の減少による製造業全体の規模縮小など、経済活力の低下が深刻化しており、この現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして本市の経済や雇用を支えている基幹産業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された七尾市産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興及び事業活性化のための取組】

〔七尾市〕

租税特別措置の活用促進、地方税の不均一課税、設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等、地域外企業誘致のための取組、産業振興（起業や事業高度化等）のための人材育成の取組、インキュベーション施設の設置、融資制度の斡旋、信用保証事業の拡大、進出希望企業の情報把握や企業訪問活動、雇用情報の提供の充実等

〔石川県〕

租税特別措置の活用促進、地方税（県税）の不均一課税の実施、設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等、地域外企業誘致のための取組、産業振興（起業や事業高度化等）のた

めの人材育成の取組、漁業再生、雇用拡充、通信等に係る事業等

[関係団体等]

- ・七尾商工会議所：経営者研修等による人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等
- ・能登鹿北商工会：経営者研修等による人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等
- ・能登わかば農業協同組合：能登野菜のブランド化、農業用加工機械の導入支援等
- ・七尾市観光協会：PR活動の強化、第一次産業と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成検討等

【目標】

| 業種 | 新規企業立地件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 製造業 | 2 | 10 |
| 旅館業 | 1 | 5 |
| 農林水産物等販売業 | 1 | 5 |
| 情報サービス業等 | 1 | 5 |

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

| 業種 | 新規企業立地件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 製造業 | 0 | 3 |
| 旅館業 | 0 | 0 |
| 農林水産物等販売業 | 0 | 0 |
| 情報サービス業等 | 0 | 0 |

※新規企業立地件数：七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例による新設企業数

※新規雇用者数：産業振興機械等の取得等に係る確認申請書による設備投資に伴い創出された雇用者数

【成果及び課題】

- ・新規の企業立地は期間中にはなかったが、市内企業の新增設による新規雇用者数の増加や新規設備投資が図られた。
 - 新規雇用者数 3名（1社）
 - 新規設備投資件数 7件（税制適用件数）
- ・税制の周知不足により、事業者の設備投資の際での利用にあまり結び付かなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画にお

いては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- ・ 税制優遇措置等の効果的な周知による設備投資の促進
- ・ 各種補助制度等も活用した産業振興の対象とする業種への企業誘致活動の実施

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された七尾市全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業は、水稻を主要産物とする零細農家が大半を占めており、また、米価の低迷による採算の悪化や若者の農業離れ等により、農業従事者の高齢化や高齢者不足が深刻化していることから、農業の担い手育成や確保が必要となっている。

さらに、水産業は、漁獲量が減少傾向にあり、安定した水産資源の確保が必要となっている。

漁業経営体数及び漁業就業者数は減少傾向にあり、水産業の振興を図る上で、新規就業者や後継者といった担い手の確保が重要な課題となっている。

(2) 商工業（製造業を含む）

七尾市商工業の業種別事業所別構成比は、全事業所のうち卸売業・小売業が約3割、次いで宿泊業・飲食サービス業が約2割、製造業が約1割で、その大半が中小企業となっている。市内の中小企業では、売上の減少や後継者不足、ニーズの多様化に対応した経営ができていないことなど多くの問題を抱えており、事業所数も年々減少している。

製造業については、当市において、ちくわ・かまぼこ等の水産加工品の製造、輸入材を原料とする建築合板・建材の製造、精巧な細工の職人技が冴える高級建具、電子部品・IT関連機器や家電プラスチック製品、自動車部品（ワイヤーハーネス）、珪藻土を原材料とする断熱・耐火材料・セラミックスなどの製造を行っているが、事業所数や従業員数の減少など製造業全体の規模が縮小している。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の市内産業に占める割合は少ないが、今後は企業立地のPRや市内の情報通信環境の整備を含めた企業参入の呼び水となる施策を展開し、新たな産業進出の促進を図る必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

観光産業では、近代的な旅館、ホテル等が温泉街を形成する和倉温泉が日本有数の温泉地として脚光を浴びているほか、水族館、美術館、ゴルフ場、家族旅行村等が整備され、観光リゾート構想を積極的に進めている。

観光業は七尾市にとっては重要な産業であり、和倉温泉や能登島を中心に魅力ある地域資源との連携や広域的な取り組みを強化し、多様化する観光ニーズに対応した観光振興を図る必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 製造業

| 取組事業 | 説明 |
|-----------|-----------------------------------|
| 中小企業の経営支援 | 市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。 |
| 企業立地促進事業 | 企業立地等に向けた市独自の補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|--------------------|---------------------------|
| 七尾市 | 市の融資・補助制度等の実施 |
| 石川県 | 立地環境等の情報発信 企業誘致のための取組み |
| 七尾商工会議所 能登鹿北商工会 | 市の融資・補助制度等の斡旋 |

(2) 観光（旅館業を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|-----------------------|--|
| 地域の特性を活かした観光の魅力づくりの推進 | 多様な観光資源のさらなる魅力向上、様々なメディアを活用した効果的な情報発信等、長期的な視野に立った施策を展開する。 また、和倉温泉や能登島などの地域が連携して、四季折々の祭りや食などを含めた周遊観光ルートを提案するなど、新たな魅力づくりを進める。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 広域観光と外国人観光客の誘客促進 | 広域交通網を活用し、周辺自治体と連携した広域観光ルート の構築や外国人観光客に分かりやすい情報発信、観光案内 板等への外国語表記の検討など、官民協働で外国人観光客 の誘客に努める。 |
| スポーツ施設などの活用や体験型旅行による交流人口の拡大 | 合宿誘致の推進や様々なスポーツ大会の誘致、修学旅行や 教育旅行などの体験型旅行の受入体制を充実させ、地域資 源を活かした交流の促進を図る。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|------------------|--|
| 七尾市 | DMOとの柔軟な連携による観光地域づくりを推進するとともに、DMOが行う観光振興事業に対し、公的な補助金を支出するなどの支援を行う。 |
| 石川県 | 観光プロモーション事業の実施 |
| (一社) ななお・なかのとDMO | 行政、観光関係事業者、経済界、周辺自治体などの多様な関係者と連携し、自然・歴史・文化等の地域の宝を活かした明確なコンセプトに基づき、観光地域づくりを進める。 |

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|-----------------|--|
| 農林水産物のブランド化の推進 | 農林水産物の生産拡大を進めながら、販売体制の強化やPRに努め、農林水産物のブランド化と販路拡大の推進を図る。 |
| 農林水産業における担い手の確保 | 認定農業者や新規就農者の支援、法人化の支援、企業参入の促進など、地域を支える多様な担い手の育成や確保を図る。 |
| 6次産業化の推進 | 第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開する6次産業化を推進するため、関係団体等と連携を図る。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|--------------------|---|
| 七尾市 | 農林水産物のブランド化の推進 農林水産業における担い手の確保 6次産業化の推進 |
| 石川県 | 担い手の育成・支援 販促事業の実施 補助事業の実施 |
| 七尾商工会議所 能登鹿北商工会 | 異業種・企業間の連携強化 |

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|----------|-----------------------------------|
| 企業立地促進事業 | 企業立地等に向けた市独自の補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|--------------------|-----------------------|
| 七尾市 | 市の補助制度等の実施 |
| 石川県 | 立地環境等の情報発信 補助事業の実施 |
| 七尾商工会議所 能登鹿北商工会 | 市の補助制度等の斡旋 |

(5) 共通

| 取組事業 | 説明 |
|---------------|--|
| 租税特別措置の活用促進事業 | 市内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。 |
| 地方税の不均一課税 | 計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|--------------------|---|
| 七尾市 | 租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知 |
| 石川県 | 地方税（県税）の不均一課税の実施 税務担当部署及び企業誘致担当部署での周知資料の常設及び相談者への個別対応 市町村共催での事業者向け説明会の実施 |
| 七尾商工会議所 能登鹿北商工会 | 市と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 |

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

| | |
|-------------|-----|
| 新規設備投資件数（件） | 10件 |
|-------------|-----|

(2)雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

| | |
|-----------|-----|
| 新規雇用者数（人） | 10人 |
|-----------|-----|

(3)事業者向け周知に関する目標（毎年度）

| | |
|----------------|---|
| ①説明会の実施 | ・石川県と連携し、事業者等向け説明会を1回実施する。 |
| ②Web媒体等による情報発信 | ・市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページのさらなる充実を図り、市広報誌での情報発信を確定申告時期に合わせて、1回実施する。 |
| ③事業者への直接周知 | ・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度の説明及びチラシを提供する。 |
| | ・市内企業を20件訪問し、周知資料等を活用しながら制度の説明を行う。 |

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 人口（人） | 54,988 | 54,191 | 53,404 | 52,578 |
| 生産年齢人口（人） | 30,173 | 29,415 | 28,674 | 27,895 |
| 老年人口（人） | 18,928 | 19,071 | 19,165 | 19,313 |
| 高齢化率（%） | 34.4% | 35.2% | 35.9% | 36.7% |

資料：七尾市市民生活部市民課

【人口動態】

| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 自然増減（人） | △540 | △478 | △513 | △510 |
| 社会増減（人） | △320 | △267 | △226 | △323 |
| 全体（人） | △860 | △745 | △739 | △833 |

資料：石川県の人口と世帯（石川県）

【事業所数及び従業員数の推移】

| | 平成 21 年 | 平成 24 年 | 平成 26 年 | 平成 28 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 事業所数 (所) | 3,931 | 3,661 | 3,516 | 3,324 |
| 従業者数 (人) | 28,363 | 26,163 | 27,066 | 25,160 |

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

【製造品等出荷額の推移】

| | 平成 24 年 | 平成 26 年 | 平成 28 年 | 平成 30 年 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 製造品出荷額等(万円) | 5,652,540 | 5,531,613 | 6,679,358 | 6,500,814 |

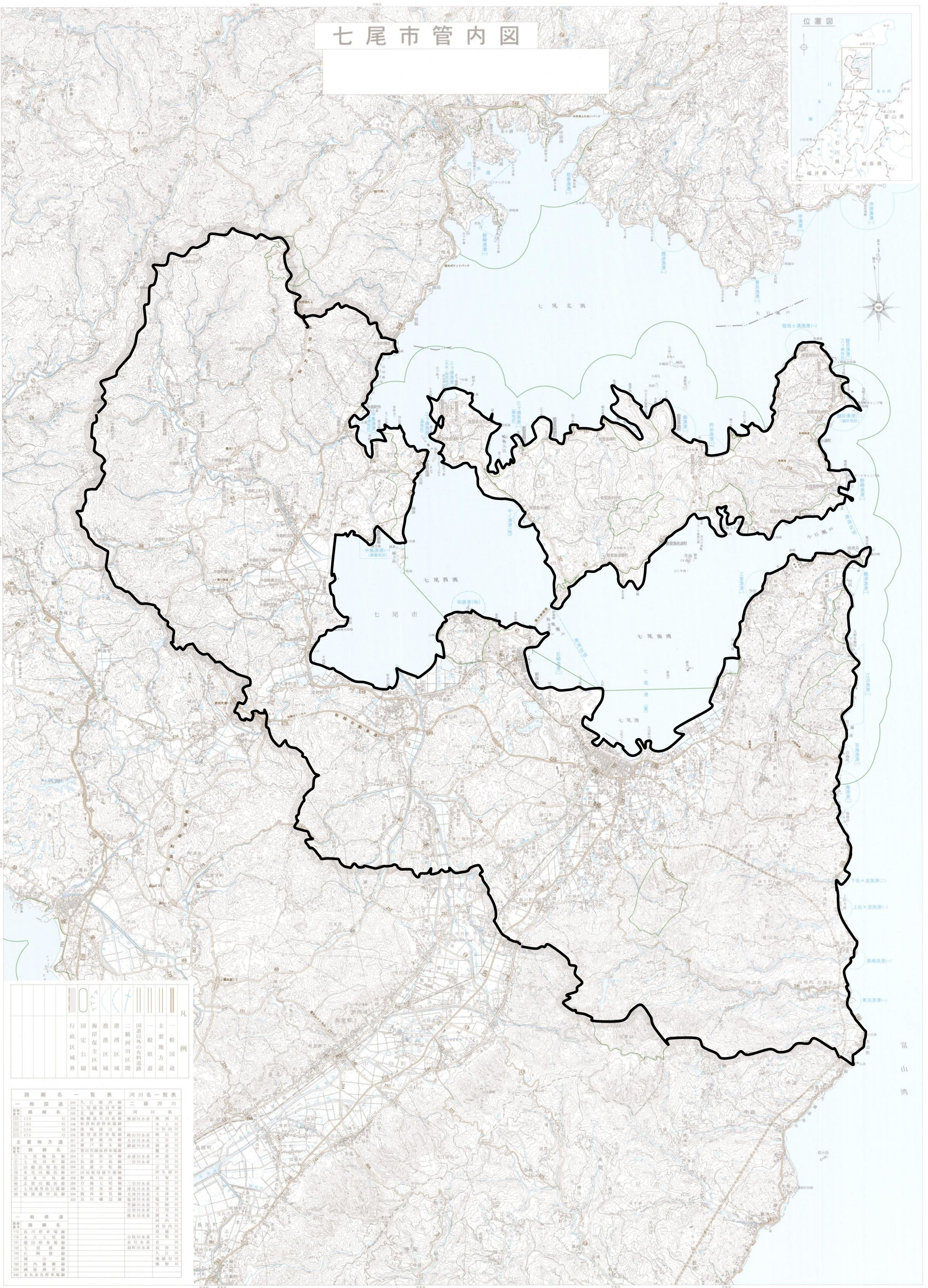
資料：工業統計、経済センサス-活動調査

【観光入込客数】

| | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 能登地域 (人) | 8,203 | 7,778 | 7,858 | 7,743 |
| うち和倉温泉 (人) | 895 | 855 | 778 | 811 |

資料：統計から見た石川県の観光（石川県）

七尾市管内図



| 凡例 | |
|----|-------|
| | 行政区域界 |
| | 国立公園界 |
| | 港湾区 |
| | 二級河川区 |
| | 国道 |
| | 主要地方道 |
| | 一般国道 |

| 路線名一覧表 | | 河川名一覧表 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 路線番号 | 路線名 | 河川番号 | 河川名 |
| 119 | 七尾線 | 1 | 大井川 |
| 120 | 七尾線 | 2 | 七尾川 |
| 121 | 七尾線 | 3 | 七尾川 |
| 122 | 七尾線 | 4 | 七尾川 |
| 123 | 七尾線 | 5 | 七尾川 |
| 124 | 七尾線 | 6 | 七尾川 |
| 125 | 七尾線 | 7 | 七尾川 |
| 126 | 七尾線 | 8 | 七尾川 |
| 127 | 七尾線 | 9 | 七尾川 |
| 128 | 七尾線 | 10 | 七尾川 |
| 129 | 七尾線 | 11 | 七尾川 |
| 130 | 七尾線 | 12 | 七尾川 |
| 131 | 七尾線 | 13 | 七尾川 |
| 132 | 七尾線 | 14 | 七尾川 |
| 133 | 七尾線 | 15 | 七尾川 |
| 134 | 七尾線 | 16 | 七尾川 |
| 135 | 七尾線 | 17 | 七尾川 |
| 136 | 七尾線 | 18 | 七尾川 |
| 137 | 七尾線 | 19 | 七尾川 |
| 138 | 七尾線 | 20 | 七尾川 |
| 139 | 七尾線 | 21 | 七尾川 |
| 140 | 七尾線 | 22 | 七尾川 |
| 141 | 七尾線 | 23 | 七尾川 |
| 142 | 七尾線 | 24 | 七尾川 |
| 143 | 七尾線 | 25 | 七尾川 |
| 144 | 七尾線 | 26 | 七尾川 |
| 145 | 七尾線 | 27 | 七尾川 |
| 146 | 七尾線 | 28 | 七尾川 |
| 147 | 七尾線 | 29 | 七尾川 |
| 148 | 七尾線 | 30 | 七尾川 |
| 149 | 七尾線 | 31 | 七尾川 |
| 150 | 七尾線 | 32 | 七尾川 |
| 151 | 七尾線 | 33 | 七尾川 |
| 152 | 七尾線 | 34 | 七尾川 |
| 153 | 七尾線 | 35 | 七尾川 |
| 154 | 七尾線 | 36 | 七尾川 |
| 155 | 七尾線 | 37 | 七尾川 |
| 156 | 七尾線 | 38 | 七尾川 |
| 157 | 七尾線 | 39 | 七尾川 |
| 158 | 七尾線 | 40 | 七尾川 |
| 159 | 七尾線 | 41 | 七尾川 |
| 160 | 七尾線 | 42 | 七尾川 |
| 161 | 七尾線 | 43 | 七尾川 |
| 162 | 七尾線 | 44 | 七尾川 |
| 163 | 七尾線 | 45 | 七尾川 |
| 164 | 七尾線 | 46 | 七尾川 |
| 165 | 七尾線 | 47 | 七尾川 |
| 166 | 七尾線 | 48 | 七尾川 |
| 167 | 七尾線 | 49 | 七尾川 |
| 168 | 七尾線 | 50 | 七尾川 |
| 169 | 七尾線 | 51 | 七尾川 |
| 170 | 七尾線 | 52 | 七尾川 |
| 171 | 七尾線 | 53 | 七尾川 |
| 172 | 七尾線 | 54 | 七尾川 |
| 173 | 七尾線 | 55 | 七尾川 |
| 174 | 七尾線 | 56 | 七尾川 |
| 175 | 七尾線 | 57 | 七尾川 |
| 176 | 七尾線 | 58 | 七尾川 |
| 177 | 七尾線 | 59 | 七尾川 |
| 178 | 七尾線 | 60 | 七尾川 |
| 179 | 七尾線 | 61 | 七尾川 |
| 180 | 七尾線 | 62 | 七尾川 |
| 181 | 七尾線 | 63 | 七尾川 |
| 182 | 七尾線 | 64 | 七尾川 |
| 183 | 七尾線 | 65 | 七尾川 |
| 184 | 七尾線 | 66 | 七尾川 |
| 185 | 七尾線 | 67 | 七尾川 |
| 186 | 七尾線 | 68 | 七尾川 |
| 187 | 七尾線 | 69 | 七尾川 |
| 188 | 七尾線 | 70 | 七尾川 |
| 189 | 七尾線 | 71 | 七尾川 |
| 190 | 七尾線 | 72 | 七尾川 |
| 191 | 七尾線 | 73 | 七尾川 |
| 192 | 七尾線 | 74 | 七尾川 |
| 193 | 七尾線 | 75 | 七尾川 |
| 194 | 七尾線 | 76 | 七尾川 |
| 195 | 七尾線 | 77 | 七尾川 |
| 196 | 七尾線 | 78 | 七尾川 |
| 197 | 七尾線 | 79 | 七尾川 |
| 198 | 七尾線 | 80 | 七尾川 |
| 199 | 七尾線 | 81 | 七尾川 |
| 200 | 七尾線 | 82 | 七尾川 |
| 201 | 七尾線 | 83 | 七尾川 |
| 202 | 七尾線 | 84 | 七尾川 |
| 203 | 七尾線 | 85 | 七尾川 |
| 204 | 七尾線 | 86 | 七尾川 |
| 205 | 七尾線 | 87 | 七尾川 |
| 206 | 七尾線 | 88 | 七尾川 |
| 207 | 七尾線 | 89 | 七尾川 |
| 208 | 七尾線 | 90 | 七尾川 |
| 209 | 七尾線 | 91 | 七尾川 |
| 210 | 七尾線 | 92 | 七尾川 |
| 211 | 七尾線 | 93 | 七尾川 |
| 212 | 七尾線 | 94 | 七尾川 |
| 213 | 七尾線 | 95 | 七尾川 |
| 214 | 七尾線 | 96 | 七尾川 |
| 215 | 七尾線 | 97 | 七尾川 |
| 216 | 七尾線 | 98 | 七尾川 |
| 217 | 七尾線 | 99 | 七尾川 |
| 218 | 七尾線 | 100 | 七尾川 |

七尾市産業振興促進計画 工程表

| 事業 | | R2.4 | R3.4 | R4.5 | R5.4 | R6.4 |
|-------------------------|--------------------|------|------|------|------|--|
| 振興すべき業種を促進するために 行う事業 | 租税特別措置の適用 | | | | |  |
| | 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置 | | | | | |
| | その他（補助金等交付財産活用事業等） | | | | | |
| その他 | | | | | | |

(注) 設備投資の時点において租税特別措置及び地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の適用が受けられる状態にあることが前提。